

# 家電リサイクル券システム（販売店以外の者による料金回収方式）会員規約

制定 平成 13 年 3 月 15 日

改正 平成 23 年 3 月 25 日

改正 平成 24 年 3 月 31 日

## 第 1 章 総則

### （総則）

第 1 条 一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、特定家庭用機器廃棄物（以下「廃棄物」という。）を製造業者等又は指定法人に引き渡す業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第 19 条に規定する料金及び法第 34 条第 1 項に規定する法第 33 条第 2 号に掲げる業務に関する料金（これら 2 つの料金を以下「料金」といい、これらに関する消費税を含む。以下同じ。）の收受機能及び法第 43 条に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票の管理機能を併せ持った家電リサイクル券システム（以下「システム」という。）を構築・運営します。

2 本規約は協会と本規約第 3 条第 1 項に定める取扱者との間の契約関係及び本規約第 4 条に定める加入製造業者等と本規約第 3 条第 1 項に定める取扱者との間の契約関係について定めるものです。ただし、排出者が廃棄物の引渡しに当たり、協会が別途定めるところに従って郵便局で料金を正しく振り込まれたと認められる料金郵便局振込方式の券を提出した場合については、本規約は適用されないものとします。

### （用語の定義）

第 2 条 本規約において使用する用語の定義は、本規約で特に定めるほかは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令に定めるところによるものとします。

### （取扱者）

第 3 条 本規約において、「取扱者」とは、特定家庭用機器の小売販売を業として行う者以外の個人又は法人であって、以下の各号に定める者のうち、協会が本規約第 6 条第 3 項に基づき入会を承諾した者をいいます。

(1) 本規約第4条に定める加入製造業者等に廃棄物の引取りを求めるようとしており、その際の料金の決済方法としてシステムに加入するため、本規約に基づいて入会申込みを行った者

(2) 排出者の求めに応じた廃棄物の引取り及び当該廃棄物の本規約第4条に定める加入製造業者等への引渡しを行おうとしており、その際の料金の収受を行うため、本規約に基づいて入会申込みを行った者

2 前項に基づき取扱者として入会の申込みができる者は、以下の各号に定めるものとします。

(1) 前項第1号に定める者については、都道府県、市町村、特別区又は廃棄物の収集を業務として扱う地方公共団体の組合（これらを総称して以下「自治体」という。）とします。

(2) 前項第2号に定める者については、(1)本規約第4条に定める加入製造業者等が法第23条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けて行う再商品化等の委託を受託した者又は指定法人が法第35条の規定に基づき定め主務大臣の認可を受けた再商品化等業務規程に定めるところにより行う再商品化等に必要な行為の委託を受託した者及び(2)廃棄物を収集し本規約第4条に定める加入製造業者等にこれを引き渡す行為等を確実に実行する者として普通地方公共団体又は特別区が認め、協会に推薦した者とします。

3 取扱者は、法、その他の関連法律及びこれらの法律に基づく命令並びに本規約を遵守するものとします。

(加入製造業者等)

第4条 本規約において、加入製造業者等とは、法第4条に定める製造業者等のうち、システムへの参加及びシステムの利用に関して協会と委託契約を締結した者及び指定法人をいいます。協会は、加入製造業者等の名簿を作成して協会内に備えおき、取扱者等の閲覧に供するとともに、協会がインターネットを通じて提供する協会のWebサイトにおいて当該名簿を閲覧可能な状態に置くものとします。

(引渡し等取扱規則の適用)

第5条 協会は、家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則A、家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則B及び家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則Cを定めます。これら3種の引渡し等取扱規則の適用については以下の通りとします。(この取

扱者の種類ごとに適用される引渡し等取扱規則を以下「適用引渡し等取扱規則」といいます。)。

- (1) 本規約第3条第2項第1号に定める者が入会を申し込み本規約第6条第3項の規定に基づき取扱者となった場合は「家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則A」
- (2) 本規約第3条第2項第2号(1)に定める者が入会を申し込み本規約第6条第3項の規定に基づき取扱者となった場合は「家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則B」
- (3) 本規約第3条第2項第2号(2)に定める者が入会を申し込み本規約第6条第3項の規定に基づき取扱者となった場合は「家電リサイクル券システム引渡し等取扱規則C」

2 適用引渡し等取扱規則は、本規約と一体をなすものとして適用されるものとします。

## 第2章 入会

(取扱者入会申込み及び入会の承諾)

第6条 取扱者としての入会を希望する者は、協会所定の申込書により申し込むものとします。

2 取扱者としての入会を希望する者のうち自治体以外の者は、前項に定める申込書に加えて、次の各号の書類を付して申し込むものとします。

- (1) 廃掃法に基づく許可を必要とする者の場合は、当該許可を取得していることを証明するもの（許可証のコピー等）

(2) 家電リサイクル券（以下「券」という。）用紙代金（送料を含む。以下同じ。）及び料金を金融機関預金口座振替で行うための金融機関預金口座振替依頼書

3 協会は、前2項の規定による申込みに基づき審査を行い、入会の諾否につき当該申込者に通知します。

4 協会が入会を承諾した場合、協会が申込者に承諾を通知した日をもって入会が発効するものとします。

## 第3章 取扱者の業務等

(券用紙の注文と納入)

第7条 取扱者は、協会に対し、下記の方法により券用紙を注文するものとします。

(1) 協会所定の「家電リサイクル券用紙注文書」用紙に必要事項を記入し、ファックスにより注文します。

(2) 発注単位は別途協会が定める「家電リサイクル券用紙 発注数量表」に定めるところによるものとします。

2 協会は前項の注文に基づき、下記に定めるところに従い券用紙を取扱者に納入します。

(1) 協会は発注を受け付けた日から通常約8営業日以内に券用紙を取扱者に納入します（年末年始や大量注文の場合など特別な場合の取扱いについては協会が別途定めるものとします。）。

(2) 協会は、券用紙にあらかじめ取扱者の氏名又は名称、住所、電話番号、お問合せ管理票番号（以下「管理票番号」という。）及び管理票番号のバーコードを印字・印刷して納入します。

3 券用紙代金の額は、協会が別途定める「家電リサイクル券用紙 料金表」によるものとします。

4 取扱者は、協会の故意又は重過失による場合を除くほか、券の納入遅延、引渡し不能に起因する契約責任、不法行為責任その他一切の責任を協会に請求しないものとします。

(取扱者による告知、説明等)

第8条 排出者から要求があった場合、取扱者は排出者に対し、システムの仕組み、券の記入方法、料金について説明するものとします。ただし自治体が取扱者である場合はこの限りでないものとします。

(券用紙への記載、廃棄物の引取り、引渡し等)

第9条 取扱者は、券用紙への記載、廃棄物の引取り及びその引渡し等については、適用引渡し等取扱規則の定めに従うものとします。

2 本規約において「発券」とは、取扱者が、廃棄物の引取り又は加入製造業者等への引渡しに際し、券用紙に適用取扱規則の規定に基づき記入し、記入した券の現品貼付用片を当該廃棄物に貼付することをいうものとします。

(券の無効)

第 10 条 適用引渡し等取扱規則に別段の定めがある場合を除き、取扱者等が券記載内容を誤って記入した場合には、新たな券用紙に正しい内容を記入しなおすものとします。券記載内容を訂正した場合、券は無効とします。また、券の著しい汚れや破損等のため、券に記載された内容が正しく判断できない場合にも、券は無効とします。

- 2 誤記・汚れ・破損等の理由により券が無効となった場合、取扱者は当該券用紙を直ちに協会に受取人払で送付するものとし、協会は、当該券用紙の管理票番号をマスターから削除する登録を行います。ただし、協会は取扱者に対し、当該券用紙代金の返金は行わないものとします。

(取扱者の加入製造業者等への債務の発生と弁済)

第 11 条 適用引渡し等取扱規則に基づき、取扱者が発券した券が添付された廃棄物が加入製造業者等に引き渡された場合、当該取扱者は、当該廃棄物に再商品化等に必要な行為を行うことの対価として、加入製造業者等に対し、料金を支払う債務を負います。この債務の額は、廃棄物の品目について加入製造業者等が公表している料金の額とします。

- 2 前項に定める取扱者の債務は、当該券が添付された廃棄物が加入製造業者等に引き渡された時点で発生するものとします。
- 3 取扱者は、本条に定めるすべての債務につき、本規約に定める方法により、協会からの料金の請求に応じて協会に支払うものとします。

(料金及び券用紙代金の債権に関する請求)

第 12 条 加入製造業者等が取扱者に対して有する料金債権に関する請求は、取扱者が発券した券が添付された廃棄物が加入製造業者等に引き渡された日を基準として、適用引渡し等取扱規則に定める締日に集計して行います。また、協会が取扱者に対して有する券用紙代金債権に関する請求は、協会が券用紙を発送した日を基準として、料金請求と同一の締日に集計し、料金の請求と併せて行います。

- 2 料金及び券用紙代金（以下「料金等」という。）の債権に関する請求は、一件別明細付の請求書にて行うものとします。取扱者が法人である場合の料金等債権に関する請求は原則として法人単位とします。
- 3 前項に定める請求書の内容について、取扱者が協会に対し、当該請求書の到達後 1 週間以内に異議申立てを行わない場合、協会は取扱者が当該請求書の内容について異

議がないものとみなします。

(加入製造業者等又は協会への料金等の支払い方法)

第 13 条 取扱者から加入製造業者等又は協会への料金等の支払い方法は、適用引渡し等取扱規則の定めに従うものとします。

(料金等債権の集金業務の委託)

第 14 条 取扱者は、協会を除く加入製造業者等が取扱者に対して有する料金債権の集金業務及び取扱者に対して有する料金債権に係る請求書の発行、送付、金額に関する異議の協議、確定、その他集金に必要な付随業務を協会に委託し、協会がこれを受託することをあらかじめ承認するものとします。

2 取扱者は、協会が取扱者に対して有する料金債権及び券用紙代金債権の集金業務、及び前項の規定に基づいて加入製造業者等から協会が委託を受けた料金債権の集金業務を、株式会社ジェーシービー（以下「J C B」という。）に委託又は再委託し、J C B が口座振替などの方法により料金等の集金業務を行うことを、あらかじめ承認するものとします。

(券用紙の管理)

第 15 条 取扱者は協会から納入された券用紙を自らの責任において保管・管理するものとします。

2 取扱者は、自己の管理する券用紙の盗難・紛失を知った場合は、直ちに協会に盗難・紛失した券用紙の管理票番号を連絡して盗難・紛失手続きを行うものとし、協会は当該券の管理票番号をマスターから削除する登録を行います。

3 券が添付された廃棄物が指定引取場所（指定法人の「引き取る場所」を含む。以下同じ。）に持ち込まれた場合は、当該券用紙の供給を協会より受けた取扱者が当該持込みに関し故意過失があるか否かにかかわらず、協会は当該供給を受けた取扱者が当該券を発券したものとみなし、当該券にかかる料金債務につき、取扱者は協会に対してこれを負担することを異議なく承諾するものとします。

#### 第 4 章 その他の義務等

(秘密保持)

第 16 条 取扱者及び協会は、システムに参加することにより得た秘密情報を、当該秘密

情報について正当な権利を有する者の承諾なく本規約に定める以外の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはなりません。ただし、司法、行政機関による命令など正当な理由のある場合はこの限りでないものとします。

(変更届)

第 17 条 取扱者はその氏名又は名称、住所、金融機関預金口座振替の場合の届出金融機関又は届出金融機関預金口座、当該口座の使用印鑑若しくは券用紙に印字する取扱者の氏名又は名称、住所、電話番号、請求書の送付先、請求書送付先の電話番号のいずれかに変更があった場合は、すみやかに協会に書面にて届け出るものとします。

2 前項に基づき券用紙に印字する取扱者の氏名又は名称、住所若しくは電話番号の変更届出がされた場合は本規約第 10 条第 2 項を準用します。この場合「誤記・汚れ・破損等で発券を行わなかった場合、取扱者は当該券用紙を」を「券用紙に印字する取扱者の氏名又は名称、住所若しくは電話番号の変更届出がされた場合、取扱者は変更以前の内容で印字された券用紙在庫を」に読み替えるものとします。

(公租公課)

第 18 条 本規約に基づく費用・手数料に関して課せられる消費税その他公租公課は、別段の定めがない限り、取扱者の負担とします。

## 第 5 章 入会の解除、解約

(入会の解除)

第 19 条 取扱者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、協会は取扱者の入会を何らの催告なくして直ちに解除できるものとします。ただし、この場合についても協会の取扱者への損害賠償の請求を防げないものとします。

- (1) 取扱者入会申込書の記載内容に重大な誤りがあった場合
- (2) 料金等の未払い債務額が、当該取扱者に対する直近 2 か月分の請求額の合計に達した場合
- (3) 券記載内容に重大な誤りがある発券件数が相当量に達した場合
- (4) 法又は廃掃法に違反した場合
- (5) 本規約の規定に違反した場合
- (6) 発券の実績が、1 年間以上なかった場合

- (7) 取扱者の財産について、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てがあつた場合
- (8) 取扱者が破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申し立てを受け若しくは自ら申し立てた場合、又は合併によらず解散した場合
- (9) 個人たる取扱者又は法人たる取扱者の代表者が行方不明となった場合
- (10) その他経営状態が著しく悪化するなどして、取扱者業務の遂行が困難と認められる場合
- (11) システムの信頼を傷つけるなど取扱者としてふさわしくないと協会が判断した場合

(期限の利益の喪失)

- 第 20 条 取扱者が前条に基づいて入会を解除された場合、又は取扱者に前条第 8 号、第 9 号に定める事由の全部又は一部が生じたときは、当該取扱者は、協会及び加入製造業者等に対して負う全ての債務について、協会からの通知、催告を要さず、直ちに債務弁済の期限の利益を失い、債務額全額を一括現金にて協会に支払うものとします。
- 2 取扱者に前条第 2 号、第 7 号、第 10 号に定める事由の全部又は一部が生じたときは、当該取扱者は協会及び加入製造業者等に対して負う全ての債務について、協会の通知により、債務弁済の期限の利益を失い、債務額全額を一括現金にて協会に支払うものとします。

(解約)

- 第 21 条 取扱者は、3ヶ月間の予告期間をもって協会へ書面にて通知することにより、いつでも入会の解約をすることができます。この場合、解約の効果は解約通知が協会に到達した日から3か月経過した時点で生じるものとします。取扱者が協会および加入製造業者等に対して負う全ての債務は、解約の効果が生じた日に、債務弁済の期限の利益を失うものとします。

(入会の解除・解約時の券の取扱い等)

- 第 22 条 入会が解除・解約された場合、取扱者は自らの負担で、直ちに、以下に定める事項を執り行うものとします。
- (1) 排出者から引き取った廃棄物がある場合は、直ちに指定引取場所において加入製造業者等へ引き渡すとともに、解除・解約時において協会および加入製造業者等に対して負担する全ての債務及び本号に定める解除・解約時の廃棄物の引渡し

により生じた加入製造業者等に対する全ての債務を直ちに協会に支払うものとします。

- (2) 協会が供給した券用紙の在庫分並びに協会から配布されていたシステム関係書類を協会宛返却すること。ただし、協会は取扱者に対し、返却された券用紙代金の返金は行わないものとします。

## 第6章 その他

### (通知の到着)

第23条 本規約に関する協会が取扱者に対して行う通知が、本規約第6条により協会に通知された住所及び名称（本規約第17条第1項の規定に基づく届出がなされた場合はその届出に記載された新たな住所・名称）に宛ててなされたにもかかわらず、取扱者に延着し、又は到達しないときは、当該通知は、通常到達すべき時をもって到達したものとみなします。

### (準拠法)

第24条 本規約並びに本規約に関連する取扱規則は、日本法を準拠法とします。

### (規約の改定)

第25条 本規約及び適用引渡し等取扱規則を改定する場合、協会は3ヶ月前に取扱者にその内容を通知します。通知が取扱者に到達した日から1ヶ月以内に取扱者が異議の申立てを行わない限り、協会は取扱者が本規約の改定に同意したものと見なします。

2 前項に基づく異議の申立てがあった場合には、双方協議して解決に当たるものとします。

3 前項の協議が整わず、かつ、そのことにつき取扱者側に合理的な理由がない場合には、協会は、3か月の予告期間を以って当該取扱者の入会を解約することができるものとします。

### (管轄裁判所)

第26条 本規約及びシステムに関する訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (入会の有効期間等)

第27条 入会の有効期間は入会発効日から翌年の3月31日までとします。

- 2 取扱者が期間満了3ヶ月前までに書面をもって解約を申し出ないときは、さらに1ヵ年間入会期間が延長されるものとし、以後もこの例によるものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本規約第16条（秘密保持）及び本規約第26条（管轄裁判所）は入会の有効期間終了後も有効とします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、取扱者は、平成13年4月1日前に、券の発券・交付を行ってはならないものとします。

（本規約に定めのない事項）

第28条 本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当事者で協議の上、誠意をもって解決するものとします。

（データ伝送についての取扱い）

第29条 取扱者が、協会が別途定める「家電リサイクル券システム データ伝送者取扱規則」（以下「データ伝送者取扱規則」という。）の規定に基づき、データ伝送者となることにつき申し込み、協会が承諾した場合及び協会が特に指定した場合は、券記載内容について協会にデータ伝送を行うものとします。この場合の取扱いについてはデータ伝送者取扱規則に定めるところによるものとします。

- 2 データ伝送者取扱規則の規定に基づきデータ伝送者として協会が承諾した場合及び協会がデータ伝送者として特に指定した場合は、第19条第3号は「券記載内容及び伝送データ内容に重大な誤りがある発券件数及びデータ件数が相当量に達した場合」に読み替えるものとします。

附 則（平成23年3月25日改正）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日改正）

この内規は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。